

「国民保護に関する川口市計画」一部変更の概要

1 市国民保護計画

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定により、市町村の国民の保護に関する計画は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき策定するもの。

2 本市の現行計画の概要

現行の「国民保護に関する川口市計画」は平成19年2月に策定。平成25年に一部変更。

「第1編総則」、「第2編平時における準備編」、「第3編武力攻撃事態等対処編」など6編で構成。

3 変更理由

国の「国民の保護に関する基本指針」及び県の「国民保護に関する埼玉県計画」の変更に伴い整合を図るもの。

4 主な変更内容

(1) 県の「国民保護に関する埼玉県計画」変更に伴う変更

① 弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に「県及び市町村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」旨を追加。

② 情報伝達手段の多重化等の推進

警報の住民への周知方法に、「市町村は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加。

③ 避難施設の確保

県の行う避難施設の指定に際して、「避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める」旨を追加

④ 避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ

爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物のほか「地下街、地下駅舎等の地下施設」を追加。

⑤ 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、地下への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加。

⑥ 武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施

核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる旨を追加。

(2) 組織改正に伴う変更

部の名称変更に伴う変更

救助第3部として子ども部の追加

上下水道局の組織改正に伴う変更

(3) その他

前回計画変更からの時点修正